武蔵野市消費者団体登録要綱(平成13年7月1日)

最終改正 平成28年4月1日

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、武蔵野市消費者ルーム管理運営規則(平成28年4月武蔵野市規則第66号)第3条に規定する消費者団体(以下「団体」という。)の登録について必要な事項を定めるものとする。 (登録の要件)
- 第2条 登録することができる団体の要件は、次のとおりとする。
 - (1) 消費生活に関する活動を継続的かつ計画的に行う団体であること。
 - (2) 営利活動、宗教活動又は政治活動を専ら目的とする団体ではないこと。
 - (3) 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。
 - ア 団体の構成人員が5人以上で、その構成員の2分の1以上が武蔵野市内に在住、在勤又は在 学していること。
 - イ 団体の主たる活動の場又は事務所を武蔵野市内に有すること。
 - ウ 団体の代表者が武蔵野市内に在住、在勤又は在学していること。
 - エ 団体の組織及び活動のための規約を有すること。

(登録の申請)

- 第3条 登録を希望する団体は、武蔵野市消費者団体登録申請書(兼登録台帳)(第1号様式)に次の 書類を添えて市長に申請しなければならない。
 - (1) 団体規約
 - (2) 消費者団体役員·会員名簿(第2号様式)

(登録の認定)

- 第4条 市長は、前条の規定による申請により、当該団体が第2条に規定する要件に該当すると認めたときは、武蔵野市消費者団体として登録し、文書により当該団体に通知する。
- 2 市長は、当該団体が第2条に規定する要件に該当しないと認めたときは、その旨を文書により当 該団体に通知する。

(登録の期間)

- 第5条 団体の登録の期間は、登録された日の属する年度の末日までとする。
- 2 翌年度以降においても登録の継続を希望する団体は、3月31日までに武蔵野市消費者団体登録更新届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、第2条に規定する要件に該当しない場合を除き、更新を認めるものとする。

(登録の変更及び解散)

第6条 登録団体は、団体の規約、役員及び事務所等に変更があったとき又は団体を解散したとき若 しくは第2条に規定する要件に該当しなくなったときは、速やかに武蔵野市消費者団体登録変更届 (第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第7条 市長は、登録団体が解散したとき又は第2条に規定する要件に該当しないと認めたときは、

当該団体の登録を抹消するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年2月7日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。